

消教地第152号
平成31年3月28日

熊本県知事 殿

消費者庁長官
(公印省略)

平成28年熊本地震に対応した「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」等の熊本県における弾力的運用について

「地方消費者行政強化交付金」、(以下「交付金」という。)の管理・支出等に係る事業等については、「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」(平成31年3月28日最終改正。以下「実施要領」という。)に基づき、また「地方消費者行政活性化基金」(以下「基金」という。)の管理・支出等に係る事業等については「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」(平成31年3月28日最終改正。以下「運営要領」という。)に基づいて実施していただいているところです。

平成28年熊本地震による被害の状況等を踏まえ、熊本県及び管内市町村等については、実施要領及び運営要領について、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知いたします。

なお、本通知は平成31年4月1日から適用することとし、「平成28年熊本地震に対応した「平成30年度地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」等の弾力的運用について」(平成30年3月28日付け消教地第128号)については、平成31年3月31日をもって廃止することといたします。

貴県におかれましては、この通知の内容を管内市町村等と共有していただくとともに、必要に応じて貴県の関係規定を整備の上、平成28年熊本地震からの復旧・復興のために交付金及び基金を有効に活用していただければ幸いです。

なお、本通知に関するお問合せは、消費者庁消費者教育・地方協力課までお願ひいたします。

平成 28 年熊本地震に対応した実施要領及び運営要領の弾力的運用について

1. 熊本地震前の機能を回復するために実施する事業への活用(実施要領別添 1 及び、運営要領別添 1 関連)

実施要領別添 1 及び運営要領別添 1 において、推進事業及び活性化事業については、「消費者行政の強化のために必要な事業であって、既に実施している事業に係る予算を肩代わりするものではない。なお、「消費者行政の強化」については、特段の定めがない限り、消費者行政推進のための地方消費者行政活性化基金条例制定時における機能を基点として、そこから強化を図る部分を指すものとする。」と規定しているところであるが、平成 28 年熊本地震により消費者行政に係る機能に支障があった場合においては、当該機能を回復するために平成 30 年度までに立ち上げた事業及び平成 31 年度において実施する新規の事業についても、活用できるものとする。

2. 実施要領及び運営要領別添 1 の 1. から 6. までの規定の読み替えについて

1. から 6. 中「平成 29 年度末までに」を「平成 31 年度末までに」に読み替えて適用する。

1. (2) ①中「消費生活センターを追加的に設置し、相談事業を実施しようとする市町村等」とあるのは「消費生活センターを追加的に設置し、相談事業を実施しようとする地方公共団体」と、「消費生活センターの一層の機能強化を図ろうとする市町村等」とあるのは「消費生活センターの一層の機能強化を図ろうとする地方公共団体」と読み替えて適用する。

1. (2) ②中「消費生活センターを設置する市町村等」とあるのは、「都道府県及び消費生活センターを設置する市町村等」と読み替えて適用する。

1. (2) ③中「苦情処理委員会を設置する市町村等」とあるのは、「都道府県及び苦情処理委員会を設置する市町村等」と読み替えて適用する。

2. (2) ①実務的研修の実施中「管内の市町村等を支援するために」とあるのは、「管内において」と読み替えて適用する。

3. (2) ①研修開催（都道府県）及び③研修参加支援（都道府県）中「管内の市町村等の取組を支援するために、管内の」とあるのは、「管内の」と読み替えて適用する。

4. (1) 事業内容中「平成 24 年度末」とあるのは、「平成 31 年度末」と読み替えて適用する。

3．交付金の支出限度額及び交付金相当分の取崩しの限度額について（実施要領第2
（1）⑤関連、運営要領第2（4）⑤関連）

実施要領第2（1）⑤イ及び運営要領第2（4）⑤中、「2分の1相当を上回らない額」とあるのは、「3分の2相当を上回らない額」と読み替えて適用する。

4．活用期間について（実施要領別添2関連、運営要領別添2関連）

平成30年度及び平成31年度に新規に立ち上げた事業の実施期間については、実施要領別添2及び運営要領別添2に規定する活用期間内であっても、最長で平成39年度までとする。